

令和8年度北本市公売のしおり

(南－15、南－16)

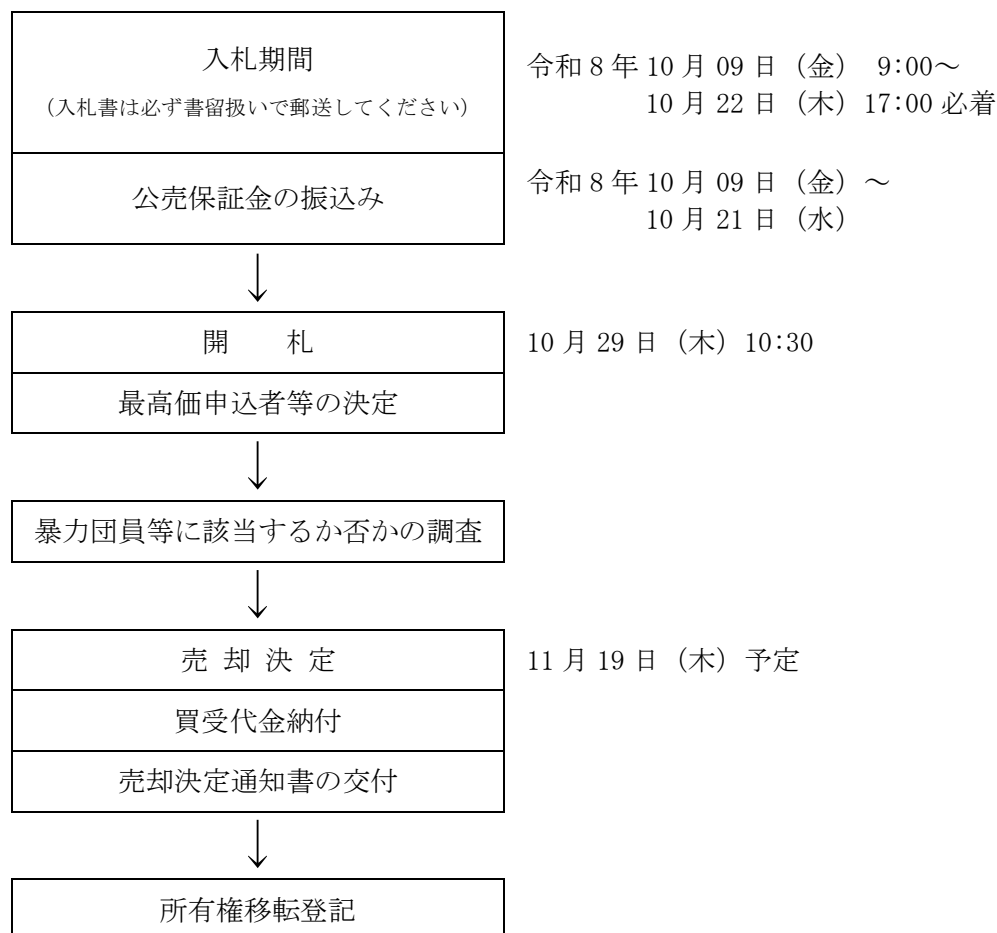
1 公売について

(1) 公売

公売は、地方税法（昭和25年法律第226号）が準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づいて行われます。裁判所が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づいて行う不動産競売とは異なります。

南部地域不動産共同公売では、入札期間を定め、その期間内に入札書を郵送により受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者を決定の上、売却する期間入札により公売を行います。

(2) 公売手続の流れ



(3) 入札の方法

次の書類を「外封筒」（角形2号封筒の表面・裏面に「⑩郵送用封筒（外封筒）」を貼付けて作成）に入れ、書留郵便（一般書留又は簡易書留）で送付してください。

（令和8年10月22日（木）17時必着。来庁による直接提出はできません。）

公売参加に必要な書類（入札書に同封する書類）

	様式 番号	書 類 名	備考
共通	①	公売保証金振込通知書 兼 口座振替申出書	金融機関の証明書等を貼付
		返信用封筒	長形 3 号 110 円切手を貼付
代理人が 入札する場合	②	委任状	
共同入札の 場合	③	委任状（共同入札用）	
	④	共同入札代表者の届出書	共同入札者が 4 名以上の場合は 「別紙」を貼付
	⑤	入札書（共同入札用）	⑦入札書提出用封筒 （内封筒）に封入 共同入札者が 4 名以上の場合は 「別紙」を貼付
共同入札 以外の場合	⑥	入札書	⑦入札書提出用封筒 （内封筒）に封入
入札者が 個人の場合	⑦ ー 1	陳述書（個人用）	
入札者が 法人の場合	⑧ ー 2	陳述書（法人用）	
	⑨ ー 3	入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項	
		法人の役員を証する書面 （商業登記に係る登記事項証明書等）	開札する日において 発行から 3 か月以内 のもの
入札者が宅地 建物取引業等の 事業者の場合		宅地建物取引業の免許証等の写し	
「自己の計算にお いて入札等をさせ ようとする者」が いる場合	⑧ー 4	自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項	
	⑧ー 5	自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項	
		法人の役員を証する書面 （商業登記に係る登記事項証明書等）	開札する日において 発行から 3 か月以内 のもの
	宅地建物取 引業等の事 業者の場合	宅地建物取引業の免許証等の写し	
公売財産が 農地の場合		買受適格証明書	農業委員会が発行
公売保証金の 買受代金への充当 を希望する場合	⑩	公売保証金の買受代金への充当依頼書	

※ 「インク又はボールペンで書いてください」と記載されている様式については、必ずしも手書きで作成いただく必要はありません。（ゴム印等を使用いただいても結構です。）

2 公売参加資格について

- (1) 原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。
(以下(2)から(4)に掲げる場合を除きます。)
- (2) 滞納者及び公売場所への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者）は公売に参加することはできません。
例) 公売財産を所有する滞納者、間接的に滞納者が買い受ける可能性のある利害関係人、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等
- (3) 入札する公売財産が「農地等」の場合には、「買受適格証明書」を提出してください。「買受適格証明書」については、発行に日数を要するため、事前に北本市農業委員会に御相談ください。
- (4) 国税徴収法第 99 条の 2 に基づく暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ、入札等を行うことができません。

3 公売保証金の納付について

公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。

(1) 公売保証金の納付方法

公売保証金は令和 8 年 10 月 21 日（水）までに、「①公売保証金振込通知書 兼 口座振替申出書」に記載の「公売保証金納付先口座」への振込みにより納付してください。

公売保証金の振込みは、**振込人名（入札者）の先頭に、公売財産の売却区分番号を記載**し、必ず**「電信」扱い**としてください。（複数の売却区分について入札する場合は、売却区分番号ごとに公売保証金を納付してください。）

(例) ミナミ 99	サイタマ タロウ
ミナミ 100	カ) サイタマフドウサン

なお、来庁による公売保証金の納付はできません。

(2) 公売保証金の振込みにおける注意事項

ア 公売保証金の振込者は、公売の入札者でなければなりません。

イ 振込手数料は、入札者の負担になります。

ウ 公売保証金の振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「金融機関の証明書（振込金受取書）等」の原本を「①公売保証金振込通知書 兼 口座振替申出書」の下段に貼り付けし、必要事項を記入のうえ提出してください。

エ インターネット等による振込のため、「金融機関の証明書（振込金受取書）」がない場合は、振込日時、振込依頼人、振込先口座、振込金額等がわかる画面を印刷して「①公売保証金振込通知書 兼 口座振替申出書」の下段に貼り付けて提出してください。

オ 公売保証金は、納付後、取消し又は変更ができません。最高価申込者及び次順位買受申込者（以下、「最高価申込者等」といいます。）とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金返還先口座」欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。

※ 誤って公売保証金を振込みした場合は、あらためて、入札を行う公売物件にかかる公売保証

金の振込みをしてください。なお、誤って振込みした公売保証金は、後日返還します。

カ 入札書等の提出書類の受領後、提出書類の内容を審査します。不備がない場合は、発送の準備が整い次第、「入札書提出用封筒受領証」とともに公売保証金の領収書を送付します。

(3) 入札の辞退

公売保証金を納付した後、やむを得ない事情等により入札を辞退する（入札書提出を取り止める）場合は、電子メール（宛先：a02780@city.kitamoto.lg.jp）にてその旨を御連絡ください。なお、その場合の公売保証金の返還には、公売終了後から3週間程度を要する場合があります。

4 入札書の提出について

- (1) 入札書は令和8年10月22日（木）までに、北本市役所に書留で郵送してください。
- (2) 入札書は売却区分番号ごとに作成してください。
- (3) 入札書には、個人にあつては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあつては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。また、法人の場合は、商号と共に、入札される方の役職・氏名も記載してください。
- (4) 字体は楷書にて鮮明に記載し、書き損じたときは訂正や抹消をせずに新しい用紙を使用してください。
- (5) 次順位買受申込者となることを希望する場合は必ず「☐ 次順位買受申込みをします。」の欄にチェックをつけてください。次順位買受申込については、「7 開札当日の手続きについて (3) 次順位買受申込者の決定」を御確認ください。
- (6) 入札書は「内封筒」（長形3号封筒に「⑦入札書提出用封筒（内封筒）」を貼付けて作成）に封入して提出してください。（「外封筒」に直接入れないでください。）
- (7) 入札書の様式は、共同入札の場合は「⑤入札書（共同入札用）」、共同入札以外の場合は「⑥入札書」です。

※ 共同入札の場合、「⑤入札書（共同入札用）」のほか「③委任状（共同入札用）」と「④共同入札代表者の届出書」の提出も必要です。なお、「③委任状（共同入札用）」と「④共同入札代表者の届出書」は、入札書と異なり、「内封筒」には封入せず、「外封筒」に直接入れて提出してください。

5 入札に係るその他の資料について

- (1) 入札者の郵便番号、住所（所在地）及び氏名（商号）を記載し、110円切手を貼付した「返信用封筒」を提出してください。「返信用封筒」は「入札書提出用封筒受領証」及び公売保証金の領収書を返送するために使用します。
- (2) 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「②委任状」を提出してください。代表権限を有しない方が法人名で入札する場合（例えば、法人の支店長等がその法人名で入札を行う場合など）にも、「②委任状」が必要です。また、共同入札代表者の方が、その代理人に入札手続を行わせる場合にも、共同入札代表者による「②委任状」が必要です。
- (3) 次の区分により、暴力団員等ではないことの陳述書を提出してください。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。

入 札 者	陳 述 書	陳述書 別紙	添付書類	自己の 計算に おいて 入札等を させようと する者 ※1	陳 述 書 別 紙		添付書類
		⑧－3 入札者(買受 申込者)である 法人の役員に 関する事項	法人の役員を 証する書面 (商業登記に 係る登記事 項証明書等)		⑧－4 自己の計算にお いて入札等をさ せようとする者 に関する事項	⑧－5 自己の計算にお いて入札等をさ せようとする者(法人)の役員 に関する事項	当該法人の役員を 証する書面 (商業登記に 係る登記事 項証明書等)
個 人	⑧－1 陳述書 (個人用)			個人	必要		
				法人	必要	必要	必要 ※2
				該当なし			
法 人	⑧－2 陳述書 (法人用)	必要	必要 ※2	個人	必要		
				法人	必要	必要	必要 ※2
				該当なし			

※1 「自己の計算において入札等をさせようとする者」とは、当初からその不動産を取得する意図の下で、入札者に資金を渡すなどして、自己の為に入札等をさせようとする者（個人又は法人）など、不動産を取得することによる経済的損益が実質的に帰属する者のことをいいます。なお、入札者が単に銀行等から借り入れて入札しようとする場合は、これに当たりません。

※2 開札する日（令和8年10月29日）において発行から3か月以内で、最新の情報が記載された（陳述書に記載いただく内容と相違のない）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出してください。なお、原本を提出いただきます（写しは不可）が、複数の案件（「南－99」と「南－100」の両方）に入札する際は、原本を1部提出すれば、2件目においては写しの提出で可とします。

ア 入札者が個人の場合は「⑧－1 陳述書（個人用）」を提出してください。

イ 入札者が法人の場合は「⑧－2 陳述書（法人用）」、「⑧－3 入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のほか、「法人の役員を証する書面（商業登記に係る登記事項証明書等）」を提出してください。

ウ 共同で入札を行う場合は、入札者ごとに陳述書を提出する必要があります。

エ 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者）がいる場合は、さらに次の書類の提出が必要です。

（ア）「⑧－4 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」

（イ）自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、（ア）「⑧－4 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に加え、「⑧－5 自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「当該法人の役員を証する書面（商業登記に係る登記事項証明書等）」

(4) 入札者又は自己の計算において入札等をさせようとする者が次のいずれかの事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する次の文書の写しを提出してください。（該当文書を提出いただいた場合、「7 開札当日の手続きについて (6) 暴力団員等に該当するか否かの調査」は行いません。）

宅地建物取引事業者・・・宅地建物取引業の免許証

債権管理回収事業者・・・債権管理回収業の許可証

- (5) 公売財産が農地等の場合は、「買受適格証明書」を提出してください。「買受適格証明書」の提出がない場合、入札に参加することはできません。なお、「買受適格証明書」の発行には日数を要するため、事前に北本市農業委員会に御相談ください。
- (6) 売却決定を受け買受代金を納付することとなった際に、公売保証金の買受代金への充当を希望する場合は、「⑨ 公売保証金の買受代金への充当依頼書」を提出してください。

6 入札の注意事項について

- (1) 必要書類は、郵送にて受付します。必要書類を郵送する際には、**一般書留又は簡易書留**を利用してください。なお、入札書等の**必要書類の提出は令和8年10月22日(木)必着**です。**(持参での提出は認められません。)**
- (2) 一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (3) 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、**2枚以上の入札書を提出した場合、その入札書はいずれも無効**となります。
また、共同入札者のいずれかが、単独又は共同（他の第三者との共同）を問わず、同一の公売財産に対し**別の入札書を提出した場合も、無効の取扱い**となります。
- (4) 入札期間の経過後に到達した入札書は全て無効になります。必要書類の提出に当たっては、郵送に要する日数を十分考慮してください。
- (5) 提出された入札書は、開札日当日まで北本市役所において厳重に保管します。

7 開札当日の手続きについて

- (1) 開札の方法
開札は、令和8年10月29日(木)の午前10時30分から、埼玉県浦和合同庁舎（埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号）の5階講堂において、入札者による立会いの上で行います。開札に立ち会うことができる者は、入札者（又は代理人）1名のみとなります。
ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないとき、又は立会いを拒否するときは、公売事務を担当していない川口県税事務所職員の立会いにより開札します。
なお、公売保証金が納付済みであっても、開札日の当日に入札することはできませんので、必ず入札期間内に入札書を北本市役所に書留で郵送してください。
- (2) 最高価申込者の決定
最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。
また、最高価額の入札者が2人以上いる場合は、その同価額の入札者で追加入札を行います。追加入札の詳細については(4)を御確認ください。
なお、**最高価申込者の決定後、最高価申込価額及び最高価申込者の氏名を公告**します。
- (3) 次順位買受申込者の決定
最高価申込者の決定後、直ちに売却区分番号ごとに、次の条件の全てを満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。
ア 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること

イ 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること

ウ 入札書にて、次順位買受申込みを行っていること

次順位買受申込者は、最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などに公売物件を買い受けることができます。

また、次順位買受申込者が2人以上いる場合は、くじで次順位買受申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者があるときは、公売事務を担当していない川口県税事務所職員がその者に代わってくじを行います。

なお、**次順位買受申込者の決定後、次順位買受申込価額及び次順位買受申込者の氏名を公告**します。

(4) 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき入札者が2人以上いる場合は、その入札者の間で期間入札の方法による追加入札を行い、最高価申込者を決定します。

追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売保証金を没収し、今後2年間は公売会場への入場及び入札の参加等を制限することがあります。

また、追加入札による最高価額の入札者が2人以上いる場合は、くじで最高価申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者があるときは、公売事務を担当していない川口県税事務所職員がその者に代わってくじを行います。

(5) 開札結果

開札結果につきましては、入札者にメールでお知らせします。

(6) 暴力団員等に該当するか否かの調査

国税徴収法第106条の2に基づき、埼玉県警察本部に最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当するか否かの調査を行います。なお、調査の結果、暴力団員等に該当すると認められる場合は、国税徴収法第108条第5項に基づき、最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取消しいたします。

8 開札日以降の手続きについて

(1) 公売保証金の返還

最高価申込者等とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後、「①公売保証金振込通知書 兼 口座振替申出書」に記載された返還先口座への振込みによって返還します。

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者による買受代金の納付後に返還します。

最高価申込者が納付した公売保証金は、買受代金の納付前に滞納税等の完納の事実が証明された場合等の返還事由が生じた場合には、返還します。

公売保証金の返還には、公売終了後（次順位買受申込者が提供した公売保証金については、最高価申込者が買受代金を納付した後）から3週間程度を要する場合があります。

(2) 売却決定

売却決定は、最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国

税徴収法第 113 条第 2 項に掲げる日に行います。

※ 売却決定通知書は、売却決定後、買受代金の納付を確認した後に交付します。

なお、売却決定日の日時までに、「7 開札当日の手続きについて (6) 暴力団員等に該当するか否かの調査」に記載した最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当するか否かの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

(3) 買受代金の納付

買受人（売却決定を受けた方）は、代金納付期限までに買受代金を納付してください。

なお、次順位買受申込者が買受人になった場合は、その売却決定の日から起算して 7 日を経過した日が、代金納付期限になります。

(4) 権利取得の時期

買受人は、**売却決定日時以降、かつ、買受代金の全額**（入札時に「⑨ 公売保証金の買受代金への充当依頼書」を提出している場合は、買受代金から公売保証金額を差し引いた残額）**を納付したときに、公売財産の権利を取得します。**ただし、農地等については上記に加え、農業委員会等における許可又は届出の受理があったときに、権利を取得することになります。

権利取得後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

(5) 公売財産の引渡しについて

県は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して引渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて**買受人の責任において行うこと**になります。また、買受人は、公売財産に関する法規制や行政指導を遵守しなければなりません。なお、公売財産内の動産類は、公売の対象ではありません。

(6) 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、固定資産税評価証明書の発行手数料等）**は、買受人の負担**となります。

(7) 権利移転手続

公売財産の所有権移転の登記手続きは、買受代金の納付が確認された後、買受人の請求により、北本市役所が行います。

なお、**買受人が、買受代金納付期限後、2 週間以内に所有権移転の登記手続きを請求しない場合は、原則、北本市役所は、所有権移転手続を行いません。**

また、公売財産が農地等である場合は、農業委員会等が発行する権利移転の許可書等が必要です。許可書発行に日数を要する場合がありますので、北本市農業委員会へ御確認ください。

※ 所有権移転手続きは、買受代金の納付日に行うことはできません。登記嘱託書に登記原因証明情報として配当計算書謄本が必要となるため、2 週間前後の日数を要します。

9 適格請求書（インボイス）の交付について

公売財産が適格請求書発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、北本市役所が適格請求書を交付します。適格請求書が必要な場合は、買受代金納付後に北本市役所に御請求ください。

10 注意事項について

(1) 公売について

公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、公売へ御参加ください。

ア 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。

イ 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、県は担保責任を負いません。

ウ 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。

エ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

オ 県のホームページに掲載していない詳細な権利関係書類等は、来庁するなどしていただいても、お見せすることはできません。

(2) 売却決定の取消し及び公売保証金の県への帰属等

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

ア 買受代金の納付前に滞納税等の完納の事実が証明されたとき
この場合は公売保証金を返還します。

イ 買受代金をその納付期限までに納付しないとき

買受人が買受代金を代金納付期限までに納付せず、売却決定が取り消された場合、その買受人が提供した公売保証金は、その公売に係る徴収金（滞納税等）に充当します。

この場合において、徴収金への充当後、なお余りがある場合には、その余り（残余金）を滞納者に交付します。

ウ 国税徴収法第108条第2項の規定（公売実施の適正化のための措置、例えば、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者及び故意に公売財産を損傷した者により入札等が行われた場合）が適用されたとき
この場合の公売保証金は県に帰属します。

(3) 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納処分 of 続行の停止があった場合には、最高価申込者等及び買受人は、その停止されている間は、入札又は買受けを取り消すことができます。

なお、この場合は公売保証金を返還します。